

目 次

第1章 総 則	2
第2章 学部学生の卒業の要件および教育課程	4
第3章 履修方法および単位修得の認定	5
第4章 入学，留学，休学，退学，除籍，その他	6
第5章 学生の定員	8
第6章 研究生，聴講生，科目等履修生および特別交流学生	9
第7章 卒業，学位	9
第8章 入学検定料，入学金，授業料，その他	9
第9章 公開講座	10
第10章 学 生 寮	10
第11章 賞 罰	11
第12章 奨学制度	11
第13章 施行細則	11
付 則	11

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、基督教の精神に基づき自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的教養と民主的社會人としての良識とを有する良心的人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本大学の目的と事業の達成を図るために、大学自己点検・評価委員会を設置し、本大学の業務について、周期的に点検・評価及び提言を行う。

2 大学自己点検・評価委員会の構成・運営については、別に定める。

第2節 本大学の組織

(組織)

第2条 本大学に学部を置く。

2 学部は教養学部とする。

3 教養学部には次の学科を置く。

アーツ・サイエンス学科

第3条 本大学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第4条 削除

第5条 本大学に附属して研究所および教育研究センターを置く。

2 研究所および教育研究センターは、必要に応じてこれを設置する。

3 研究所および教育研究センターの規則は、別に定める。

第6条 本大学に図書館を置く。

2 図書館の規則は、別に定める。

第3節 職員の組織

(教育職員)

第7条 本大学に次の教育職員を置く。

教授、准教授、講師および助教

第8条 教授、准教授および助教は、学生を教授し、その研究を指導し、ならびに研究に従事する。

第9条 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。

(一般職員)

第10条 本大学に次の一般職員を置く。

2 一般職員は、大学牧師、教務、学生事務、総務、経理、施設管理その他の業務に従事する。

(行政職員)

第11条 本大学に次の行政職員を置く。

学長、副学長(学務担当)、副学長(国際学術交流担当)、副学長(総務担当)、教養学部長、大学院部長、学生部長、図書館長、事務局長、行政補佐員

2 学長は、本大学を代表し、校務を掌り、学校法人国際基督教大学寄附行為施行細則に定められた職務を行なう。

3 学長は、校務に関して最終的責任を負う。

- 4 副学長は、学長を補佐し、以下の職務を行う。なお、副学長は、学長の命を受けて、校務を掌ることができる。
 - (1) 副学長（学務担当）（以下「学務副学長」という。）は、本大学の教学計画および学務の監督に関する職務を行なう。
 - (2) 副学長（国際学術交流担当）（以下「国際学術交流副学長」という。）は、本大学と国外の高等教育機関、研究機関、諸団体との学術交流および渉外に関する職務を行なう。
 - (3) 副学長（総務担当）（以下「総務副学長」という。）は、本大学の予算案の編成等および一般事務に関する職務を行なう。
- 5 教養学部長は、副学長を補佐し、教養学部の学務を統轄する。なお、学科長は、教養学部長が兼ねるものとする。
- 6 学生部長は、副学長を補佐し、本大学の学生の厚生補導に関する業務を統轄する。
- 7 事務局長は、副学長を補佐し、本大学の事務を掌理し統轄する。
- 8 その他の行政職員の職責については別に定める。
- 9 学長に事故のある時は、理事長がその代理者を定める。

第4節 教授会

（教授会）

第12条 本大学に教授会を置く。

- 2 教授会は、専任の教授をもって組織する。
- 3 教授会は必要のあるとき、准教授その他の職員を加えることができる。

第13条 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 教授会の定足数、議事の方法その他については別に定める。

第14条 教授会は、下記の教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり、審議し議決するものとする。

- (1) 教授、准教授、講師および助教の任免に関する事項
 - (2) 授業科目の担任および教育課程に関する事項
 - (3) 学生の入学、卒業、留学、休学、退学、除籍、賞罰、および奨学制度等に関する事項
 - (4) 学術研究に関する事項
 - (5) 教室、研究室、図書館その他教育研究施設に関する事項
 - (6) 学内の宗教活動に関する事項
 - (7) 前(1)から(6)までに掲げるもののほか、教授会規程第6条に規定する事項等、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議、議決し、及び学長の求めに応じて、意見を述べることができる。

第15条 教授会の議事は、これを公開しない。

第5節 幹部会

（幹部会）

第16条 本大学に幹部会を置く。

第17条 幹部会は、本大学運営の全般について審議する。

第18条 幹部会は、学長、学務副学長、国際学術交流副学長、総務副学長、教養学部長、大学院部長、学生部長、図書館長、事務局長および学長の指名する者をもって組織する。

第19条 幹部会は、学長がこれを招集しその議長となる。

第20条 幹部会は、必要に応じ第18条に定める以外の者を招きその意見を徴することができる。

第6節 職員会議

(職員会議)

第21条 本大学に職員会議を置く。

第22条 職員会議は、学長が必要と認めた時これを招集する。

第7節 学年、学期、休業日

(学年)

第23条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第24条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日より8月31日まで

第2学期 9月1日より11月30日まで

第3学期 12月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日を下記の通りとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 献学記念日（4月29日）
 - (4) クリスマス（12月25日）
 - (5) 春季休業 3月25日より3月31日まで
 - (6) 夏季休業 7月1日より8月31日まで
 - (7) 冬季休業 12月26日より翌年1月5日まで
- 2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を変更し、または、臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学部学生の卒業の要件および教育課程

(授業科目の種類)

第26条 授業科目は、一般教育科目、語学科目、保健体育科目、専門科目、教職に関する専門科目、学芸員に関する専門科目の6種類とする。

2 授業科目は別表1の通りとする。

(卒業の要件)

第27条 本大学学部の修業年限を4年とする。

2 本大学学部学生は、本大学に8年をこえて在学することはできない。

3 卒業の要件として、本大学学部学生は、本大学に4年以上在学し、一般教育科目、語学科目、保健体育科目、専門科目より合計136単位以上を修得しなければならない。

4 卒業の要件の詳細については別に定める。

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

第34条 削除

第35条 削除

(教職に関する専門科目)

第36条 次の教員免許状の取得を志望する学生は、教育職員免許法第5条の規定に従って、本大学の別に定める教職および教科に関する専門科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

免許状の種類			免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く学部学科
免許教科			
宗 教	中学1種免許状	高校1種免許状	アーツ・サイエンス 学科
社 会	〃		
地 理・歴 史		〃	
公 民		〃	
理 科	〃	〃	
数 学	〃	〃	
英 語	〃	〃	
国 語	〃	〃	
情 報		〃	

2 教職に関する専門科目を置く。

(学芸員に関する専門科目)

第37条 学芸員資格の取得を志望する学生は、本大学の別に定める学芸員に関する専門科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する専門科目を置く。

第3章 履修方法および単位修得の認定

(履修方法)

第38条 本大学学部の授業科目は、4年間に配分して履修するものとする。

第39条 学生は第1年次および第2年次においては、主として語学科目、一般教育科目、保健体育科目、基礎科目を履修し、高学年に進むに従い、主として専攻科目を履修するものとする。

(登録)

第40条 学生は、毎学期の始め履修する授業科目を登録し、学部長の許可を受けなければならない。一旦登録した授業科目を変更する場合も同様とする。

2 学生は、入学した最初の学期は必ず登録しなければならない。

(授業科目の単位の計算)

第41条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義は、概ね毎週1.5時間10週の講義（ただし1.5時間の講義に対し準備のため教室外における3時間の学習を必要とする）を1単位とする。

(2) 演習は、毎週3時間10週の演習（ただし3時間の演習に対し準備のため教室外における1.5時間の学習を必要とする）を1単位とする。

(3) 実験、実習、実技は毎週3から4.5時間10週の授業を1単位とする

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究科目について、大学においてこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の授業科目については、その組み合わせに応じ、第2項の規定に定める時間に準じて単位を算出する。

(単位修得の認定)

第42条 授業科目単位修得の認定は、試験による。

第43条 試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第44条 試験（追試験、再試験を含む）については別に定める。

(他大学における授業科目の履修等)

第45条 教育上有益と認めるときは、学生に、本大学の協定または認定する他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、教授会の議にもとづき40単位を限度として卒業に必要な単位と認めることができる。ただし、第51条第1項により本学において修得したものと認定した単位数とあわせて60単位をこえないものとする。

第4章 入学、留学、休学、退学、除籍、その他

(入学の資格)

第46条 本大学学部第1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の時期)

第47条 入学の時期は毎学年度の始め、または第2学期の始めとする。

(入学者の選考)

第48条 入学志願者は、所定の入学願書を提出することを要する。入学願書には、所定の様式による履歴書、成績証明書または検定証書および写真を添えて提出しなければならない。

第49条 本大学への入学志願者については、能力、資質、人物等を考慮して選考する。

(入学の手続)

第50条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、別に保証人署名の身元引受書とともに、所定の料金を納入し、必要な入学手続きを行わなければならない。

- 2 前項の手続きを行なった者には学長が入学を許可する。
- 3 学生および保証人が姓名を改め、または転居した時は、直ちにその旨を届出なければならない。
- 4 死亡その他の事由によって保証人が変わった時は、あらためて身元引受書を提出しなければならない。

(入学者の既修単位)

第51条 他大学もしくは短期大学を卒業し、あるいは少なくとも1年以上在学後に中途退学し、新たに本大学の第1年次に入学した学生の既修単位については、教育上有益と認められる場合、本学において修得したものと認定する。

- 2 前項の単位は、一般教育科目、保健体育科目、および外国語科目の単位について、合計30単位をこえないものとする。ただし在学年数は認定しない。

(転入学)

第52条 他の大学に1年以上在学してから本大学学部転入学しようとする者については、第49条のほか、すでに在学した大学および履修した科目の内容と成績とを考慮して入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による者の入学の手続は第50条の規定による。
- 3 前項の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目および単位数の取扱いについては別に定めるところによる。
- 4 本条により入学を許可された者の修業年限は3年とし、6年をこえて在学することはできない。

(編入学)

第52条の2 他の大学もしくは短期大学を卒業してから本大学学部編入学しようとする者については、第49条のほか、すでに卒業した大学もしくは短期大学、および履修した科目の内容と成績とを考慮して入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による者の入学の手続は第50条の規定による。
- 3 前項の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目および単位数の取扱いについては別に定めるところによる。
- 4 本条により入学を許可された者の修業年限は3年とし、6年をこえて在学することはできない。

(長期欠席)

第53条 1週間以上連続欠席者は、その旨を届け出ることを要する。その理由が病気である場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第54条 本学則第45条にもとづき、学生が外国の大学へ留学する場合には、所定の期日までに保証人連署の上留学願を提出し、許可を得なければならない。

- 2 留学期間は第27条に定める修業年限に含むものとする。
- 3 留学により修得した単位は、第45条第2項に準じて認定する。

(休学)

第55条 病気その他やむを得ない事由により欠席が長期にわたる場合には、保証人連署の上所定の期日までに休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

- 2 学生が病気のため修学することが適当でないと校医が認めたときは、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学は学期毎に許可される。

第56条 留学期間は通算して2年以上にわたることはできない。

- 2 留学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第57条 休学者が復学するときは、所定の期日までに復学願を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 復学は学期の始めからとする。

(退学)

第58条 病気その他の事由により退学したい者は、保証人連署の上退学願を提出し許可を受けなければならない。

- 2 退学の日付は、授業料を含む諸費既納者については退学が認められた日とし、未納者については納入済みの学年または学期の最終日とする。

(再入学)

第59条 前条による退学者の再入学は、申請により、退学後3年以内の場合、許可することがある。なお、退学後3年をこえた場合には、特別に事情を考慮した上で再入学を許可することがある。

- 2 前項により、再入学を許可する者については、第48条の手続きを要しない。
- 3 再入学願は所定の期日までに提出しなければならない。
- 4 再入学は学期の始めからとする。

(除籍)

第60条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 所定の登録手続をせず、また休学、退学の手続をしない者
- (3) 授業料、寮費等諸料金の未納が3月以上におよぶ者
- (4) 第27条第2項および第52条第4項に定める在学年数をこえる者
- (5) 第56条に定める留学期間をこえてなお復学もしくは退学しない者

(二重学籍)

第61条 他の大学に学位取得を目的とした学生身分のもとで在籍しながら、同時に本学に在籍することはできない。

第5章 学生の定員

(定員)

第62条 本大学教養学部学生の定員は次の通りとする。

入学定員	620名
総収容定員	2,480名

学科別定員

	入学定員	収容定員
アーツ・サイエンス学科	620名	2,480名

第6章 研究生，聴講生，科目等履修生および特別交流学生

(研究生)

第63条 本大学学部において、特定の分野における研究を志望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することができる者は大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由があるときはその期間を更新することができる。
- 4 研究生が履修し試験に合格した科目については、単位の修得を認め、成績証明書を発行する。
- 5 研究生は本大学学生に関する一般の諸規則を守らなければならない。

(聴講生，科目等履修生)

第64条 本大学学部において特定の授業科目の聴講を志望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 本大学の学生以外の者で、単位の取得を目的として本大学学部において特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、正規課程の学生の教育研究に支障をきたさない範囲において、科目等履修生として履修を許可することがある。
- 3 聴講生および科目等履修生については別に定める。

(特別交流学生)

第65条 本大学との協定に基づく他の大学の学生で、本大学学部において特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、正規課程の学生の教育研究に支障をきたさない範囲において、特別交流学生として履修を許可することがある。

- 2 特別交流学生に関し必要な細則は別に定める。

第7章 卒業，学位

(学位の授与)

第66条 本学則第27条および第52条に規定する修業年限以上を本大学に在学して、教養学部のできる課程を修了し、教授会の審議と議決を経て学長によりその卒業を認められた者には、学位を授与するものとする。

(学位)

第67条 学位は、学士（教養）とする。

第8章 入学検定料，入学金，授業料，施設費，その他

(入学検定料)

第68条 本大学学生（研究生を含む）および聴講生，科目等履修生の入学検定料は、別表7-1の定めるところによる。

- 2 特別交流学生の入学検定料は、細則の定めるところによる。

(入学金)

第69条 本大学学生（研究生を含む）の入学金は、別表7-2の定めるところによる。ただし聴

講生，科目等履修生，特別交流学生は納入を要しない。

(再入学金)

第70条 本学則第58条の規定により退学した者が再入学を許可された場合は，前条に定める入学金の2分の1を納入するものとする。

(授業料および施設費)

第71条 本大学学生（研究生を含む）の授業料および施設費は，別表7-3の定めるところによる。

2 授業料および施設費は，毎年度始めの登録日またはそれ以前に一括して納入するか，もしくは毎学期の登録日またはそれ以前に年額の3分の1を分納するものとする。

(聴講料，受講料)

第72条 聴講生は，別表7-4に定める聴講料を所定の期日までに納入するものとする。

2 科目等履修生は，別表7-4に定める受講料を所定の期日までに納入するものとする。

3 特別交流学生の受講料は，細則の定めるところによる。

(特別試験料)

第73条 特別試験（追試験，再試験）の料金については別に定める。

(登録延滞料)

第74条 履修科目登録延滞料は別に定める。

(実験費，実習費，材料費等)

第75条 授業料および施設費の外に実験費，実習費，材料費等特に定められたものについては実費を徴収するものとする。

(在籍料)

第76条 本学則第54条により留学を許可された者は，留学の期間中学期毎に在籍料を納入するものとする。ただし，交換留学生は授業料および施設費の全額を納入するものとする。

第77条 本学則第55条により休学する者は，学期毎に在籍料を納入するものとする。

(料金の変更)

第78条 授業料ならびにその他の料金は，変更することがある。

(納入した授業料その他の料金の取扱い)

第79条 一旦納入した授業料およびその他の料金は返却しない。

第9章 公開講座

(公開講座)

第80条 本大学に公開講座を設ける。

2 公開講座の規定は，別に定める。

第10章 学生寮

(学生寮)

第81条 本大学に学生寮を置く。

2 学生寮の規定は，別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第82条 学修上努力の跡頭著な者，成績優秀な者または奇特な行為があった者は，これを表彰

することがある。

(懲戒)

第83条 学生が学則または学生宣誓に違反しもしくは著しく学生の本分に反する行為を行なったときは、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

第84条 懲戒は譴責，停学および退学とする。

2 前項の退学は，次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常ならぬ者
- (3) 本大学の秩序を乱し，その他学生としての本分に著しく反した者

第85条 前条の決定による懲戒に対し異議ある者は学長に対し再審査を請求することができる。

第12章 奨学制度

(奨学制度)

第86条 本大学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度の規定は，別に定める。

第13章 施行細則

第87条 この学則施行に関し必要な事項は，別に定める。

付 則

- 1 この学則は昭和28年4月1日からこれを適用する。
- 2 この改正学則は昭和30年11月1日からこれを適用する。
- 3 この改正学則は昭和32年4月1日からこれを適用する。
- 4 この改正学則は昭和37年4月1日からこれを施行する。
- 5 この改正学則は昭和38年9月1日よりこれを適用する。ただし第14章の改正については，昭和39年度入学生からこれを施行する。
- 6 この改正学則は昭和42年4月1日から施行する。ただし第74条の改正については昭和42年度入学志願者からこれを施行する。
- 7 この改正学則は昭和41年10月1日からこれを適用する。
- 8 この改正学則は昭和43年4月1日からこれを施行する。
- 9 この改正学則は昭和44年4月1日からこれを施行する。
- 10 この改正学則は昭和46年4月1日からこれを施行する。
- 11 この改正学則は昭和49年4月1日からこれを施行する。ただし第82条については，昭和49年度入学志願者から，第83条，第84条，第85条については昭和49年度入学生および聴講生からこれを適用する。
- 12 この改正学則は昭和51年4月1日から施行する。
- 13 この改正学則は昭和51年4月1日から施行する。ただし第79条，第80条，第81条については昭和51年度入学生および聴講生からこれを適用する。
- 14 この改正学則は昭和51年4月1日から適用する。
- 15 この改正学則は昭和52年4月1日から施行する。ただし第79条，第80条，第81条については昭和52年度入学生および聴講生からこれを適用する。

- 16 この改正学則は昭和55年4月1日から施行する。
- 17 この改正学則は昭和59年4月1日から施行する。
- 18 この改正学則は昭和60年4月1日から施行する。
- 19 この改正学則は昭和61年4月1日から施行する。
- 20 この改正学則は昭和61年6月1日から施行する。
- 21 この改正学則は昭和62年4月1日から施行する。
- 22 この改正学則は昭和63年4月1日から施行する。
- 23 この改正学則は平成元年4月1日から施行する。
- 24 この改正学則は平成2年4月1日から施行する。
- 25 この改正学則は平成3年4月1日から施行する。ただし、第73条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間、教養学部学生の入学定員は、次の通りとする。

学科別定員	入学定員
人文科学科	85名
社会科学科	150名
理 学 科	85名
語 学 科	110名
教育学科	40名
国際関係学科	130名
計	600名

- 26 この改正学則は平成4年4月1日から施行する。ただし、第77条および第78条については平成4年3月1日から適用する。
- 27 この改正学則は平成5年4月1日から施行する。
- 28 この改正学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、第79条、第80条、第81条については平成6年度入学生および科目等履修生からこれを適用する。
- 29 この改正学則は平成7年4月1日から施行する。
- 30 この改正学則は平成8年4月1日から施行する。
- 31 この改正学則は平成9年4月1日から施行する。
- 32 この改正学則は平成10年4月1日から施行する。
- 33 この改正学則は平成11年4月1日から施行する。ただし、第73条の規定にかかわらず、平成11年度の教養学部学生の入学定員は、次の通りとする。

学科別定員	入学定員
人文科学科	90名
社会科学科	155名
理 学 科	90名
語 学 科	115名
教育学科	45名
国際関係学科	135名
計	630名

- 34 この改正学則は平成12年4月1日から施行する。
- 35 この改正学則は平成13年4月1日から施行する。
- 36 この改正学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項、第3項、第4項及び第20条については、平成13年8月7日から適用する。

- 37 この改正学則は平成15年4月1日から施行する。
- 38 この改正学則は平成16年4月1日から施行する。ただし、第57条については、平成16年度入学志願者からこれを適用する。
- 39 この改正学則は平成17年4月1日から施行する。
- 40 この改正学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、第57条及び第61条第1項については平成18年度入学志願者からこれを適用する。
- 41 この改正学則は平成19年4月1日から施行する。
- 42 この改正学則は平成19年4月1日から施行する。
- 43 この改正学則は平成20年4月1日から施行する。
- 44 この改正学則は平成20年4月1日から施行する。
- 45 第2条第3項の人文科学科，社会科学科，理学科，語学科，教育学科および国際関係学科は，平成20年度より学生募集を停止する。
- 46 この学則による改正後の第27条第3項から第34条（卒業要件）および第36条（教職に関する専門科目）は，平成20年4月1日以降の入学者から適用し，平成19年度以前の入学者については，従前の例による。
- 47 平成20年3月31日現在，人文科学科，社会科学科，理学科，語学科，教育学科および国際関係学科に在学中の学生に係る改正後の別表1から別表6（教育課程）の適用について必要な経過措置は，別に定める。
- 48 この学則による改正後の別表7（入学料・授業料等）は，平成20年4月1日以降の者から適用し，平成19年度以前の入学者については，従前の例による。
- 49 この改正学則は平成21年4月1日から施行する。
- 50 この改正学則は平成22年4月1日から施行する。
- 51 この改正学則は平成23年4月1日から施行する。ただし，第59条および第70条については，平成23年度再入学からこれを適用する。
- 52 この改正学則は平成24年4月1日から施行する。
- 53 この改正学則は平成25年4月1日から施行する。
- 54 この改正学則は平成26年4月1日から施行する。
- 55 この改正学則は平成27年4月1日から施行する。ただし，第52条および第52条の2については，平成27年4月1日以降の入学者からこれを適用し，平成26年度以前の入学者については，従前の例による。
- 56 この改正学則は平成28年4月1日から施行する。
- 57 この改正学則は平成29年4月1日から施行する。
- 58 この改正学則は平成30年4月1日から施行する。
- 59 この改正学則は平成31年4月1日から施行する。
- 60 この改正学則は2020年(令和2年)4月1日から施行する。